

第七十七回国会 建設委員會議録第八号

昭和五十一年五月十四日(金曜日)

午前十時四十二分開議

出席委員

委員長 渡辺 栄一君
理事 天野 光晴君
理事 梶山 静六君
理事 服部 安司君
理事 福岡 義登君
理事 三枝 三郎君
理事 田中 覚君
理事 渡海元三郎君
理事 中村 弘海君
理事 深谷 隆司君
理事 佐野 憲治君
理事 中村 茂君
理事 柴田 睦夫君
理事 新井 彬之君
理事 渡辺 武三君

理事 内海 英男君
理事 國場 幸昌君
理事 井上 普方君
理事 浦井 洋君
理事 芥藤滋与史君
理事 塩谷 一夫君
理事 谷川 和穂君
理事 中尾 宏君
理事 橋口 隆君
理事 松野 幸彦君
理事 清水 徳松君
理事 渡辺 惣蔵君
理事 瀬崎 博義君
理事 北側 義一君

建設大臣 竹下 登君
国務大臣 金丸 信君
(国土厅长官)

出席府政委員
国土庁大都市圏整備局長 小幡 琢也君
大蔵政務次官 唐沢俊二郎君
建設大臣官房長 高橋 弘篤君
建設省都市局長 吉田 泰夫君
建設省住宅局長 山岡 一男君

委員外の出席者
環境庁自然保護局保護管理課長 土屋徳之助君
大蔵省理財局特別財産課長 松岡 宏君
住宅金融公庫総裁 淺村 廉君

建設委員會議録 曾田 忠君

委員の異動
五月十四日
辞任 田村 良平君
補欠選任 深谷 隆司君
同日 中尾 宏君
補欠選任 橋口 隆君

同日
辞任 橋口 隆君
補欠選任 中尾 宏君
同日 深谷 隆司君
補欠選任 田村 良平君

五月十二日
都市公園等整備緊急措置法及び都市公園法の一部を改正する法律案(内閣提出第三二二号)(参議院送付)
は本委員会に付託された。

本日の會議に付した案件
住宅金融公庫法の一部を改正する法律案(内閣提出第五一号)

都市公園等整備緊急措置法及び都市公園法の一部を改正する法律案(内閣提出第三二二号)(参議院送付)

○渡辺委員長 これより會議を開きます。
内閣提出、住宅金融公庫法の一部を改正する法律案を議題といたします。
本案に対する質疑は去る十二日終了しております。

この際、國場幸昌君及び渡辺武三君から、住宅金融公庫法の一部を改正する法律案に対する修正案が提出されております。
提出者國場幸昌君から趣旨の説明を求めます。

國場幸昌君。

住宅金融公庫法の一部を改正する法律案に対する修正案
〔本号末尾に掲載〕

○國場委員 ただいま議題となりました住宅金融公庫法の一部を改正する法律案に対する修正案につきまして、自由民主党及び民社党を代表してその趣旨の説明を申し上げます。
案文はお手元に配付してあります。

修正の第一点は、本法律案により創設される新たな条件による個人住宅貸付金、すなわち政令で定める、所得が比較的多い者、規模が比較的大きい住宅を建設する者等に対する貸付金及び既存住宅購入資金貸付金は、現行の政策金利による個人住宅貸付金の補充的な性格を有するものであることを明確にするため、最近の貸し付けの実態等をも勘案して、その貸付戸数の割合の限度を法定しようとするものであります。

すなわち、新たに附則に一項を設け、住宅金融公庫は当分の間、毎事業年度、個人住宅の総貸付戸数に対し、新たな条件による個人住宅の貸付戸数の占める割合については、一割を超えることとならないようにしなければならぬものとしております。
修正の第二点は、施行期日を改め、公布の日から施行することとしております。
以上で修正案の趣旨説明を終わります。委員各位の御賛同をよろしくお願い申し上げます。

○渡辺委員長 以上で趣旨の説明は終わりました。
本修正案について別に発言の申し出もありません。

ん。

○渡辺委員長 これより本案及びこれに対する修正案を一括して討論に付します。
討論の申し出がありますので、順次これを許します。梶山静六君。

○梶山委員 私は、自由民主党及び民社党を代表して、住宅金融公庫法の一部を改正する法律案及び本法律案に対する修正案について賛成の意見を申し述べます。
近年国民大衆の持ち家取得に対する要望が著しく増加するとともに、公庫の個人住宅建設資金貸し付けの申込数も毎年増加してきておりますことは周知の事実であります。

公庫におきましては、これらの要望にこたえるため貸付戸数の増加、貸付条件の改善等鋭意努力をしてきたところでありますが、さらに新たな貸付制度の創設と貸付条件の改善等によりまして持ち家取得の促進と良好な居住環境の確保を図ることが必要と考えられ、本法律案が提出されたのであります。

すなわち本法律案は、個人住宅、貸付金制度を改め、新たな条件による個人住宅貸付金として、所得が比較的多い者または規模が比較的大きい住宅を建設する者等に対する貸付金制度及び既存住宅購入資金貸付金制度を新設し、財投資金を活用することによって個人住宅貸付金の枠の拡大を図ろうとしているほか、関係公共、利便施設の貸付金について償還期間を最長二十五年間まで延長すること等としており、妥当なものと考えるのであります。

また、本法律案に対する修正案は、現行の政策金利による貸し付けが、個人住宅貸し付けの主体であり、新たな条件による貸し付けは、その補充的な性格を持つものであることを明確にするため、

毎事業年度の個人住宅の総貸付戸数に対する新たな条件による個人住宅貸付戸数の占める割合を、当分の間一割を超えてはならないこととして、この間は、公庫法の目的に沿った適切なものであり、賛成の意を表するものであります。

(拍手)

○渡辺委員長 次に、中村茂君。

○中村(茂)委員 私は、日本社会党を代表して、住宅金融公庫法の一部を改正する法律案及び同法律案に対する修正案について反対の討論を行います。

反対の第一の理由は、個人住宅貸付制度の現在の五分五厘貸し付けの拡大充実に因るべきであり、七分五厘貸し付けの新設については反対であります。五十一年度第一次分の申込状況を見ても明らかとなり、九万三千戸の枠に対し十七万七千戸の申し込みがあり、八万四千戸が抽せん漏れになる実情であります。

また、限度額を引き上げる必要がありません。反対の第二の理由は、現行よりも、金利の高い制度を新設することは、財政の要請に基づくもので、住宅金融公庫法第一条の目的になじまないものであります。この制度が新設されるならば、財政当局の意向により「悪質は良質を駆逐する」のたとえのとおり、七分五厘貸し付けの枠が拡大し、五分五厘貸し付けが圧縮されることは火を見るよりも明らかであります。

反対の第三の理由は、修正案で新設の七分五厘貸し付けの枠を決めたとしても、新設について基本的に反対でありますので修正案についても反対であります。

以上のように、反対理由を申し述べましたが、この法律が昭和二十五年に制定され、その間二十数回にわたって改正されていることはその場しのぎの改正を行ってきたものであり、政府の一貫した住宅政策のなかつたことを意味しているものであります。

政府は一日も早く、国民のための住宅基本法を

制定し、それに基づいて多岐にわたる住宅の公的資金の一元化とあり方を検討されるよう強く要請して反対討論を終わります。(拍手)

○浦井委員 浦井洋君。

私は、日本共産党・革新共同を代表して、たゞいま議題となっており住宅金融公庫法修正案及び自由民主党並びに民社党提出の修正案に対し反対の討論をいたします。

改正案が既存住宅の購入資金の貸し付けや比較規模の大きな住宅の新築に対し、これらを新たに貸し付けの対象とした点に關しましては、国民の要望にこたえる改善であると評価するものであります。

しかし、私たちが改正案に反対しなければならぬのは次の理由によるものであります。

その第一は、新制度による金利は七・五%と予定されており、一般金融市場における金利よりは低いとはいへ、現行制度による金利に比して著しく高い率であることであります。

既存住宅を購入しようとする者は、多くの場合、経済的理由によって住宅の新築ができず、中古住宅を購入するものでありますから、その金利は本来低くあつてしかるべきものであります。また今日の住宅政策の中で住みかえを容易にすることは、住宅ストックの有効な利用を図り、かつ新たな住宅建設を促進する上でもきわめて重要な課題であり、その金利において新築の場合と異なつた率を設けるのは当を得たものではありません。

また、百二十ないし百五十平米規模の住宅を対象とする新たな貸し付けにつきましても、この程度の規模の住宅は、特に地方におきましては決して広過ぎるというほどのものではありませんから、ことさら高い率の金利を設ける必要は認められません。

住宅金融公庫の貸し付けは、法律の目的に明記してあり「国民大衆が健康で文化的な生活を営むに足る住宅」を政府施策住宅として建設するために「銀行その他一般の金融機関が融通する

ことを困難とするものを融通することを目的」としているものでありますから、その貸付金利は本来低い率でなければならぬのであります。新たに設けられる七・五%の金利は、高金利体系への道を開くものとして認めることはできません。

反対の第二の理由は、新制度による金利が政令で定められることとしておられる点であります。

従来、個人貸し付けの金利に対しては、これを法律で定めることとしてきました。法案審議の中で政府もその歴史的経緯について認めたとくに、金利を政府の自由な裁量に任せず、わざわざ法律で定めることとしておられるのは、そのことが住宅金融公庫法の目的にかなう低利で良質な貸し付けを保障するために必要なものであつたからであり、これを法律から外して政令にゆだねようとするのは、いまだ守られてきた住宅金融公庫の低金利の制度を危うくするものであると言わざるを得ません。

わが党は、改正案が貸付対象の拡大などにおいて改善点を持ったものであることを十分に評価をしながらも、なお以上の譲れない二点の理由によつて改正案に反対するものであります。

また、同法修正案につきましても、新しい制度の創設をあくまで前提とし、その運営について一定の制限を加えようとするもので、改正案の欠陥を基本的に改めるものではありませんから、反対をいたします。

わが党は、今日の住宅難を解消するためには、安い家賃の公的賃貸住宅の大量の建設が何よりも重要であると強調するものであります。同時に、個人住宅の建設、購入を希望する者に対しては、その要望にこたえるために必要な資金枠の拡大、貸付限度額の引き上げ、貸付条件の改善を図るべきであると考えます。政府にその実現を強く要求して、反対討論を終わります。(拍手)

○渡辺委員長 北側義一君。

私は、公明党を代表して、たゞいま議題となりました住宅金融公庫法の一部を改正する法律案及び同法案の修正案に対し、次の理由に

より反対するものであります。反対理由の第一点は、今日の住宅事情が昭和二十五年に住宅金融公庫法が制定された当時と大きく変わることであります。

今年度の予算案で明らかのように、公庫融資の中心は個人住宅建設に対するものであります。ところが、戸建ての個人住宅の建設は、石油ショック以来の土地代や建設資材費の異常な高騰で非常に困難になっています。住友銀行の調査によりますと、土地代を含む全国の標準住宅価格は、四十七年度には七百二十万円であつたものが四十九年度には一千三百六十万円となり、わずか二年間にほぼ二倍に高騰しております。特に東京や大阪など大都市地域では都心から一時間余りのところでも二十万円もするとのことでもあります。このような現状にもかかわらず、公庫の戸当たりの融資額は余りにも低額に抑えられており、しかも昨年と同額に据え置かれておるのであります。

反対理由の第二点は、今回の改正案に新たに七・五という高利の融資制度が導入されたことでもあります。

従来の五・五%でも西ドイツを初め西諸國の住宅融資条件に比べ非常に劣つてはいるにもかかわらず、さらに高利の融資を導入することは時代に逆行するものであります。

反対理由の第三点は、個人向け住宅建設融資がすでに土地を確保している者しか対象としていないことでもあります。したがつて、今日の高地価のもとでは土地を購入することの困難な都市サラリーマンや低所得層には公庫融資は全く無縁のものとなつておるのであります。

住宅金融公庫法は、制定以来二十余回の改正がなされたにもかかわらず、このような内容におきましては、もはや国民の期待にこたえられるものではなく、同法の目的条項にも反するものであります。いまや国民福祉促進の観点から、現状に即して住宅金融公庫法の抜本的改正を行うことが急務であります。

以上の理由により本改正案及び修正案に反対

し、私の討論を終わります。(拍手)

○渡辺委員長 以上で討論は終局いたしました。

○渡辺委員長 これより採決いたします。

まず國場幸昌君以外一名提出の修正案について採決いたします。

本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○渡辺委員長 起立多数。よって、本修正案は可決されました。

次に、ただいま議決いたしました修正部分を除く原案について採決いたします。

これに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○渡辺委員長 起立多数。よって、住宅金融公庫法の一部を改正する法律案は、國場幸昌君外一名提出の修正案のごとく修正議決すべきものと決しました。

○渡辺委員長 ただいま修正議決いたしました本案に対し、内海英男君、福岡義登君、北側義一君及び渡辺武三君から附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。

まず、提出者内海英男君から趣旨の説明を求めます。内海英男君。

○内海(英)委員 ただいま議題となりました住宅金融公庫法の一部を改正する法律案に対する附帯決議案について、自由民主党、日本社会党、公明党及び民社党を代表してその趣旨を御説明申し上げます。

案文はお手元に配付してあります。

御承知のとおり本法律案の審議の過程におきましては、個人住宅の建設戸数の増加、貸付限度額の引き上げ、償還期間の延長、土地取得資金の貸付対象範囲の拡大及び貸付条件の改善、住宅連公共、利便施設に対する貸付条件の改善、住宅基本法制定促進と住宅行政の一元化等、特に議論

された重要な問題でありますので、ここに附帯決議を付し、政府に対し、本法の運用に当たって遺憾なきを期するよう強く要望するものであります。

以上が本案に対する附帯決議を付さんとする理由であります。委員各位の御賛同をお願いいたします次第であります。

住宅金融公庫法の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案)

政府は、本法の施行にあたっては、次の諸点に留意し、その運用に遺憾なきを期すべきである。

- 一、個人住宅の建設戸数を増加し、貸付限度額を延長等について格段の努力をすること。
- 二、個人住宅建設資金とあわせて貸付けられる土地費については、その貸付対象範囲の拡大、貸付限度額の引上げ等その改善に努力すること。
- 三、大規模な開発事業にもない増加する地方負担の軽減を図るため、関連公共、利便施設建設資金に対する貸付条件の改善に努力すること。
- 四、住宅政策の強化を図るため、住宅基本法の制定を促進するとともに住宅行政の一元化について、格段の努力をすること。

右決議する。

○渡辺委員長 以上で趣旨の説明は終わりました。

本動議に対し別に発言の申し出もありませんので、これより採決いたします。

本動議に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○渡辺委員長 起立総員。よって、内海英男君外三名提出のとおり附帯決議を付することに決しました。

この際、建設大臣から発言を求められておりますので、これを許します。竹下建設大臣。

○竹下國務大臣 本法案の御審議をお願いして以来、本委員会におかれては熱心な御討議をいただき、

き、ただいま修正可決されましたことを深く感謝申し上げます。

審議中における委員各位の御高見につきまして、今後その趣旨を生かすよう努めるとともに、ただいま議決になりました附帯決議につきましても、その趣旨を十分に尊重し、今後の運用に万全を期して努力する所存であります。

ここに、本法案の審議を終わるに際し、委員各位の御指導、御協力に対し深く感謝の意を表し、ごあいさついたします。ありがとうございます。(拍手)

○渡辺委員長 なお、お諮りいたします。

ただいま修正議決いたしました本案に対する委員報告書の作成等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○渡辺委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○渡辺委員長 次に、去る十二日参議院より送付され、本付託となりました内閣提出、都市公園等整備緊急措置法及び都市公園法の一部を改正する法律案を議題といたします。

まず、提案理由の説明を聴取いたします。竹下建設大臣。

都市公園等整備緊急措置法及び都市公園法の一部を改正する法律案

〔本号末尾に掲載〕

○竹下國務大臣 ただいま議題となりました都市公園等整備緊急措置法及び都市公園法の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由及びその要旨を御説明申し上げます。

都市における生活環境の改善と公害及び災害の防除を図るとともに、屋外レクリエーション需要の増大に対処するためには、都市公園等の整備を緊急かつ強力に推進する必要がありますが、わが国における都市公園等の整備状況は諸外国に比べてまだ著しく立ちおくれしております。

このような事態に対処するため、現行の都市公園等整備五カ年計画を改定して昭和五十一年度を初年度とする第二次都市公園等整備五カ年計画を策定するとともに、国も都市公園を設置することができるとして広域的な利用に供する大規模な都市公園等の整備を図ることとした次第であります。

以上が、この法律案を提案する理由であります。次にその要旨を御説明申し上げます。

まず、都市公園等整備緊急措置法の一部改正についてであります。建設大臣は、昭和五十一年度を初年度とする都市公園等整備五カ年計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならないこととしたしております。

次に、都市公園法の一部改正についてであります。

第一に、国は都市計画施設である公園または緑地で、一の都道府県の区域を超えるような広域の見地から設置するもの、または国家的な記念事業等として閣議の決定を経て設置するものを都市公園として設置することができることとし、その管理は建設大臣が行うこととしたしております。

第二に、国が設置する都市公園のうち国家的な記念事業等として閣議の決定を経て設置するもの以外のものについては、その設置すべき区域を決定するに際して、あらかじめ、その区域に係る都道府県と協議しなければならないこととするほか、国が設置する都市公園の設置及び管理に關し必要な事項を定めることとしたしております。

ことになるわけでしょう。ですから、その場合地方自治体にとってどのようなメリットが出てくるか、その点、いままではただ独立した国営公園であった。今度は都市計画の中に入って都市公園になるというふうなことで、それが地方自治体にとってどのような有利な点をもたらすかということと率直にお答え願いたいと思います。

○吉田(泰)政府委員 実は従来よりも、国営公園を法制化していないために都市計画決定しなければならぬとかという規定もなかったわけでごさいます。今回初めて都市公園法に取り込むために、国営公園の基本的な性格というものが都市計画施設である公園または緑地ということであるかと思ひまして、これをもって定義としたわけでごさいます。従来からやっております国営公園も、一つを除きましては、すべて実際には都市計画決定をしております。ですから、そういう意味で実質的には今回の改正後といえども変わらないわけですが、ただ、国営公園を必ず都市計画決定しなければならぬように制度化したことは、よりまして、今後は国営公園をつくるためには必ず所定の都市計画決定の手続、すなわち都道府県知事が市町村長の意見を聞いた上地元縦覧を行い、かつ都市計画地方審議会の意見を聞きまして定めるといふことになることが法律上保障されることとなります。したがって、地方自治体から見れば、都市計画全体の中で整合性をもって都市公園を位置づけ、整備していくことができる。そういうことができることになったと考へます。

○清水委員 私いまお聞きしたいのは、整合性をもって今度は計画ができるということから、いままでできないこともこういう点ではあると、いままでできない面がありましたら教えてください、こういうことですか。現在うちの方にはあるものですか。

○吉田(泰)政府委員 国営公園といえども、都市計画決定を基礎に個所つけしていくかどうかというところは、都市計画全体の中の整合性を考えながら配置するか、そういうものを余り意識しない

第一類第十二号 建設委員会議録第八号 昭和五十一年五月十四日

で配置するかの違いがありますから、地元にとっては非常に大きな差になると思ひます。ただ、先ほど申しましたように、制度的には都市計画決定というふうな規定は国営公園についてはなかったのですけれども、実際上はやってまいりましたので、そういう意味では実際上は大差はない、こういう意味でごさいます。

○清水委員 実際上大差なかったら、公園法の改正なんて、別にそんなめんどうくさいことはする必要はないような気がするのですがね。それはそれとして、これから国営公園を積極的にやっていくか。その構えの点だけちょっとお伺ひをしておきたいと思ひます。

○吉田(泰)政府委員 都市公園の中に取込み都市計画決定を経た公園として定義いたしましたことは、おっしゃるとおり全国的に計画的な配置を将来に向かしてしよう、一挙に数多く着工できないと思ひますけれども、順次着工して、いって全国で当面十カ所程度のものになるような、そういう積極性を持った予算措置を今後とらう、こういう意味で都市公園法に取り組んだ次第でごさいます。

○清水委員 そこで、多少問題がされるくらいもあるわけですが、いまアメリカ軍の基地が返還されましても、その跡地の利用の問題で三分割案なるものが出来まして大変論議されておるところであります。これは埼玉県の狭山市のハイドパークというところですね。昔の稲荷山公園がハイドパークというところになったわけですが、それを復元しようという運動がいます。これを平和記念公園、いわゆる記念公園でもいいしその他でもいいのですが、国営公園としたならば、狭山、入間市民として満足するし、また国営公園だから国の所有には変わりがないわけですね。ですから、三分割案を通そうとする大蔵省としても満足いく結果になるのじゃないか、国の使用分に入るわけですから、両者とも満足するということですか、ひとつこの稲荷山

公園を軍事基地返還平和記念公園とでもして復活して、ハイドパークを国営公園の対象とする、そういう案を私はここで提案をしたいと思ひます。どうでしょうか。大蔵省、建設省、御検討願えぬものでしょうか。お答えを願ひたいと思ひます。

○吉田(泰)政府委員 ハイドパークはいわゆるジョンソン飛行場百六十三ヘクタールの一部、もと住宅地跡の約二十二ヘクタールでございまして、十九年の三月から大蔵省との間に狭山市が管理委託契約を結んで、その委託契約に基づき狭山市が市民の憩いの広場ということで事実上公園的に活用しているという場所でありまして、このハイドパークにつきまして、おっしゃるような平和記念公園といった銘を打って国家的な記念事業として国営公園とするというふうなことにございまして、少くもいままでそういうお話もどこからも出ておりませんが、私も全く検討したことがありません。ハイドパークだけの規模から見れば国営公園として十分な規模とも思へませんが、今後検討は要するかもしれないと思ひますが、これを国営公園の候補地とするということはいまのところは考えていない次第でございまして。

○清水委員 大体これは六万坪、周囲を含めるともっと広くなると思ひますが、公園計画がありましても、それで大蔵省に払い下げを要請して、いま管理委託ということになっておられるわけですね。ですから、もし六万坪以上ありましても、面積の一応限界があつて、とても小さく問題にならぬというところでありましたならば、これは最低限何万坪あつたらそういう資格に入るのか、もしありましたら教えてください。

○吉田(泰)政府委員 地方負担を伴う広域利用という種類の方の国営公園であります。おむね三百ヘクタール以上というのを考えておりまして、いまおっしゃったような閣議の決定を経て国家的記念事業等として行つ場合には、別段法律上の制約はないのでございまして、それにしても數十ヘクタールくらいは普通あるものと私も考え

ておりまして、そういう規模の面もございまして、基地の返還地は今後も続々と出てまいるわけでありまして、その中でも公園用地として確保していくところも相当出てくると思ひますが、そういった中でこのハイドパークがその代表たるにふさわしいかというふうな問題もありませんので、ただいまのところは考えていないと申し上げたいと思ひます。

○清水委員 特にこれは三分割案の問題で大変問題になっている段階でもありますから、この三分割案というものと国営公園というものをうまく組み合わせていかなければ、無用の混乱を住民と大蔵省あるいは国との間に起こすおそれがあると思ひます。私に起こるというふうな状態でごさいますので、私たわけですが、全然検討はできませんというふうなことじゃないと思ひます。六万坪になるならば資格に入るとか、あるいは三十万坪になれば資格に入るとか、あるいは一つの法的な規制でもあらばいいと思ひます。これから国営公園を大いに強調してつくっていくというのですから、その程度のことでは考えられないと、今後いろいろな面で皆さんのやり方が非常にしゃくし定規といつか、かたいよというふうな批判を受けるのじゃないかと思ひますので、一応その点強くひとつ検討していただきたいということと申し添えておきたいと思ひます。

それから、先ほど申し上げた武蔵森林公園ですね。今度都市公園ということになるわけですが、ここについても国営公園として町の方と一応切り離されておつたわけでしょう。

「委員長退席、内海(英)委員長代理着席」

ですから、その辺のところ整合性がなかったと都市局長言われました。その点確かに整合性がなかったらうと思ひます。今度は大いに整合性を強調されるわけですが、たとえはその武蔵森林公園、国営公園ですね、これが約三百六ヘクタールありますけれども、これは滑川村というところ

ろにあるわけですが、その大体五分の一ぐらいあります。五分の一ぐらいの地所が固定資産税の対象になっておらないと、町と村当局には実是不満があるわけですね。ですからこれは、どうしても整合性を今後考えていくと、いったようなことで、こういう不満に対しては何かの形で十分こたえていくようにしていただきたい。これは自治省の関係であらうけれども、一応建設省としても御協力賜りたいと思います。特に地元で固定資産税が入っていないということがある。だからそれにかわるべき何かの処置が必要じゃないかということがある。それからあそこは入場料を取っているわけですね。だけれども三分の一ぐらいは地元で還元するといったような処置ができれば、それかろうかという要望も来ているわけですね。それからまた、森林公園は特別の財団法人で運営されておりますが、それは税金がかかっていない。その法人は税金を納めていない。ところがその下請をやるのは全部税金がかかる。といったようなことについても不満があるというふうなことになる。一方、町の方ではごみの処理の問題、あるいは消防の問題、それから水道、これは解決がついたようでありませんが、いろいろその後始末の問題で、後始末というよりも関連したお世話の問題でいろいろ経費がかかっているようでありまして、その点について、やはり地元の要望というものは国営公園の場合も少し親身になって考えてやる必要がある。今度の都市公園法の改正によって整合性のあるという状態をつくり上げるといふことではありますから、そのような要望にこたえることについて初めて整合性が出てくるんじゃないかというふうに思います。特にこの近くは交通量が非常に多くなって、そして最近三人も死亡事故を起こしておりますので、その点いろいろな問題があったものですか、ひとつ頭に置きながら、この問題についてお答えできる点がありまして、お答えを願いたいと思います。

○吉田(泰)政府委員 確かに一つの村のうちの相当広大な部分を占めているわけでありまして、そのわりに税金収入その他が普通の民間施設が立地する場合に比べて不利であるというふうな点も事情としてはわかるわけですね。たとえば入場料などは取っておりますけれども、実際にかけます維持管理費のごく一部にしかすぎないわけですね。ごまかして、収益が上がるといふほどのものではおっしゃらないというふうな点も他がおりますので、おっしゃる点、御提案の各種の点については困難な点がかなり多いと思っておりますけれども、一つ一つ私どもも問題点を洗い直して、何かできることがないかというふうな点で検討はいたしたいと思っております。

○清水委員 せひそうしていただきたいと思っております。せっかく今度は都市公園ということになるわけですから、ちょっとはこの法律が改正されて地方自治体にもメリットがあるというふうな状態にならないと、私はこの法律を無理して改正する何らの理由も出てこないんじゃないかという感じもいたします。

○松岡説明員 お尋ねのハイパーク地区の件でございます。先ほど都市局長からお話しいたしましたように、現在地元の狭山市にこのハイパーク地区が管理委託されているわけですが、管理委託と申しますのは、長期的な最終的な利用計画が確定するまでの暫定的措置として行われているものでございます。そこで、長期的計画ということになりますと、これは先生御指摘になりました三分割方式ということではあります。ジョンソン飛行場、住宅地区が全体として百六十三万一千平米でございますが、この中にハイパーク地区も含まれておりますので、この中に三分割いたしまして、三分の一の面積を地元地方公共団体に御活用願う、こういう

ことでございます。ただこの場合、この地区は狭山市のみならず入間市も半分関係いたしております。……

○清水委員 三分割案を聞いてるんじゃないですよ。国営公園のときに協力してもらえませんかという事です。

○松岡説明員 三分割方式に沿って処理いたしたいと思っておりますが、このハイパーク地区について国営公園ということが考えられるかどうか、こういう点につきまして大蔵省としての考え方を申し上げますと、この点は、先ほど都市局長からお答えした考え方と全く同一でございます。

○清水委員 大蔵省としても建設省と協力いたしまして、この点について十分ひとつ検討していただくよう、別に法的な制限があるわけじゃないですから、前向きな姿勢をとるといふ一つの伺いいたしますが、そのためにせひこういいたような問題についてはひとつ協力をしていただきたい。このことを最後に要請をいたしまして、私の質問は終わりたいと思っております。

○内海(英)委員 長代理 福岡義登君。福岡委員 私は、都市公園をほとんど整備してもらいたいという立場から若干の質問をしたいと思っております。

○福岡委員 補助対象事業の補助率が少ない、こう思うのであります。並びに事業費の補助率も相当引き上げられてはおりますが、まだまだ低いと思うのであります。第二次五年計画の中で、補助対象なり事業費の補助率なりそういうものの引き上げについてどういってお考えを持っておられるか、お伺いしたいと思います。

○吉田(泰)政府委員 第二次五年計画では、予備費を除いた総額一兆五千四百億円のうち補助対象事業費を七千三百四十六億円といたしておりますので、四七・七％ということになり、従来の平均四〇％に比べれば若干補助対象割合を高めた結果となっております。

○吉田(泰)政府委員 特殊公園と申しますのは、動物園とか墓園あるいは風致公園といったたぐいのものでございまして、墓園など考えれば、処分なり貸し付けするなりして収益も上がる。動物園等も同様の性格を持ってあります。こういったことから公営企業債による財源措置が可能であ

るとか、全部が出し切りの金にならないで還元されてくる、こういった特殊事情があるものですか、非常に低い補助対象割合になっておりますが、この特殊公園そのもののウェイトを、前五カ年計画ではかなり高かったものを、それを低めましてほかの方の要素に配分しております。そういった結果が全体としての補助対象割合の拡大につながっているわけでありまして、各地方公共団体の過去の公園の整備の実績を見ますと、特殊公園も含めまして各種の公園をいろいろ取りそろえて事業をやっておりますから、大多数の公共団体にとってはやはり全体としての対象率アップが効いてくると考える次第でございます。

○福岡委員 補助対象の割合を今後引き上げていただくように強く要望しておきたいと思っております。それから財源問題ですが、この第二次五カ年計画の財源措置はどういうような構想でおられますか。特に地方公共団体の財政事情を考えますと特段の配慮が必要だと思っておりますが、その辺の御計画はどうですか。

○吉田(泰)政府委員 先ほど申し上げましたように、まだまだ補助対象割合が低いと言われればそのとおりかもしれませんが、まだ本間に他の公共施設に比べれば、量的に非常に立ちおくれ、けた違いにおくれている事業でありまして、その量を伸ばすということも非常に重要な要素ではないか。ほかの各種の事業の過去の経緯を見ましても、ある一定量に飛躍的に伸びるときに補助率等の対策も同時に講じている例が多いようでありまして、そういう意味ではまた、都市公園全体として補助率、補助対象率とも大幅に拡大するということも、逆に事業費を縮減するという恐れも出てまいりました。両方の兼ね合いを相当慎重に検討しなければならぬと思っております。

補助率及び一般地方単独事業につきましては、これは先ほど申し上げました起債あるいは地方交付税、それから都市計画税、公害防止事業団が行う緩衝緑地等については財投資金、こういったものが入っております、そういった全体的な財源

対策を、今後とも努力して少しずつでも高めていきたいと考えております。

○福岡委員 次は、都市公園の用地問題についてお伺いしたいと思うのですが、全体的に国有地の利用あるいは公有地の利用ということが非常に大切になってきておられると思うのです。例の立川飛行場の返還が来年三月末、こう言われるのですが、これは五百五十三ヘクタールですか、非常に広大な土地であります。これを有効に利用するということは非常に大切だと思っております。国土庁でいまプロジェクトチームを編成して五十一年度中にこの利用計画を策定するという作業を進められておられるようですが、現段階どういう状態になっておるか、お聞かせいただきたいと思います。

○金丸國務大臣 立川の米軍基地につきましては、来年の三月あるいはそれに近い状況の中で返還されるということになりまして、この土地については、いわゆる分割していろいろの場面に利用されるということについてはこれは考えなくちゃならぬ。これは御案内のように、国有地ともの立川飛行機の持っている私有地とあるわけでございますが、これにまあ大きく網をかけて、一括、考え方を一つにして、公園もこれはしかり、あるいは第二副都心のような考え方で考える方も方法であるかもしれないし、いろいろそういう面につきましてもいま検討いたしておるわけでございますが、どちらにいたしましても、地元の意向も十分くみ、また地元の方の考え方をもくみ入れて総合的にあの土地を利用することが、これは今後のあり方ではないかという基本的な考え方を持っておるわけでありまして、今後の詳細な部面につきましても、地元、各関係省庁とも十分連絡をとる中で、また先生方の皆様方の御意見も十分踏まえてこの問題を解決してまいりたい、このように考えておるわけでありまして。

○福岡委員 分割利用などは適当でないので網をかぶせて一括利用の計画を検討していきたい、このところは私も賛成でございます。ただ、いろいろ聞きますと、ここに、後段で長官も言

われました副都心構想なども考えられるんではないかという点なんです、東京のいまの都心から三十キロ圏、三十キロぐらいしか距離としてはないわけですね。ですから、副都心をもしここに考えるとしたら、首都圏の過密解消にはならない。私は結論から言いますと、ここは公園——国营公園ぐらいにしまして、オープンスペース的に計画をすべきではないか、こう思うわけでありまして。いろいろ構造物を建てる、そうして利用するというようなことはこの際考えるべきでない、こう思うわけでありまして。例の新首都問題の議論もあるわけですが、私はその新首都問題は別にするといたしまして、首都圏のこの過密状態を解消するという立場から考えますと、できるだけ分散政策をとるべきである。そうすると、三十キロしかない立川に副都心などを考えていくというのは適当でない。たまたま、いま法案がかかっておりますのが都市公園法の一部を改正する法律案でありますので、私は一つの考え方として、国营公園などを考えていくべきではないかということをお考えであり、強くそれを要望したいのですが、その辺について国土庁長官としてどうお考えになっておるか。

○金丸國務大臣 副都心という話も、これは煮詰まったものでもないし、一つの考え方であるというところで、また先生のおっしゃられる公園の問題も一つの考え方だと私は思うので、ただ、副都心という考え方を申しましたのは、災害上、ときに首都圏の中、ことに東京の中で大きな地震が起きた、あるいは第二次火災が起きた、そういうような場合、いわゆるこれに対処できる機能を一部あるそこへ移しておくことも必要ではないかという考え方でも世論の中にはあるわけでありまして、それも固まっておるわけではないが、森林公園をつくるということについても傾聴に値する御意見を、私はいくつか聞いておりました、今後これをまとめたい、こういうように考えておるわけでありまして。

○福岡委員 きょうの段階ではそれ以上の議論は進まぬと思うのですが、利用計画に対していろいろ要望が出ておるわけでありまして。いま長官のおっしゃいました防災関係あるいは教育研究機関あるいは業務機関、交通運輸関係、公園、住宅、こう幾つかの要望が出ておるのですが、たとえばヘリポート基地をつくるのか、そういう防災関係である程度この土地を利用するというのには必要かとも思うのですが、研究機関であるとか業務機関であるといったようなものを、ここへ移して大きなビルを建てていくということは、過密を促進することになると思っておりますので、そういうことだけは避けていただいて、オープンスペースとして考えていただきたいと思います、強く要望しておきたいと思っております。

この立川基地について、建設省の方は何か、立川基地問題に関連をしまして国土庁、あるいは関係方面と言えども大蔵省だと思っておりますが、特段の希望を出しておられますか。

○吉田(泰)政府委員 立川基地の跡地は、首都圏の東京周辺、便利な場所に残された非常に大規模なまとまった土地でありまして、そういう意味では非常に貴重であります。したがって、各方面からいろいろな利用の希望なり提言がなされているわけでございますが、国土庁でもいろいろこの問題を検討されておられますので、建設省といったしましても、部内にはこの跡地利用の検討班を設けまして、その中には世上言われているいろいろな構想、主なるものはすべて一応は取り上げて検討しつつ、できるだけ早く結論を出すべく努めているところであります。こういった検討の中では、建設省だけの考えでも物になりませんので、国有財産当局である大蔵省とか、なかなか地元の公共団体、こういった意向も十分反映させる必要があるかと考えております。お説のような大規模公園の候補地ということも当然その中に含めて検討いたしたいと思っております。

○福岡委員 これで終わりますが、国土庁としては、いまプロジェクトチームで作業を進めて、今

年度じゅうに一定の方向をまとめた、こう言っておるわけです。建設省が、いま都市局長の話のように、まだそこまで構想は固まっていらないことではちょっとさびしいと思うのですが、積極的に国営公園くらいの構想を描いて、それをもち込むくらいの積極的な姿勢を示していただきたいというのを強く要望しまして、私の質疑を終わりたいと思います。

○内海(英)委員長代理 浦井洋君。

○浦井委員 建設省にお伺いをしたいのですが、今回の都市公園法の改正の中の、そのものずばりでありませぬ、国の設置に係る都市公園のうち、一の都府県の区域を超えるような広域の見地から設置する公園または緑地、イ号該当公園等について、二点ほどお伺いしたい。

この分の都市公園、これは全国的にどういふような配置になるのかという点が第一点。

第二点は、十二条の三、二項のところに書いてありますが、この公園の設置及び管理によって他の自治体が利益を受けるときに、その受益の限度において、負担金の一部を分担させることができる。こういうような項目を入れたその根拠と、具体的に分担金の算定基準というのはどういうふうな考へておられるのか。その二点についてお伺いをしたいと思ひます。

〔内海(英)委員長代理退席、委員長着席〕

○吉田(泰)政府委員 いわゆるイに該当する国営公園の全国的な配置構想について申し上げますと、私も、将来計画としては、誘致距離二百キロメートルを標準として、都府県に二カ所といったような配置を考へておりますが、一挙に数多く着手しても未完成品ばかりになりますので、逐次整備していきなさい。そういう意味で、当分の間は、

いわゆる東北とか関東とか近畿とか、大体地方建設局の所管区域に当たるようないわゆるブロックについて一つずつくらいをつくり上げていくことを当面の目標にしたい、こう思ひます。

なお、この五カ年計画中に現在実施中の二カ所

のほか新たに着手しようというものは、まだ場所は決まっておられません、今後検討を重ねまして、一ないし二カ所追加したいということをごさいます。

次に、イに該当する国営公園の地方負担の根拠いかんということをごさいます、これはロに該当する閣議決定を経た国家的な、まさに国策そのものとして行われるものとは違ひまして、現在でも県が相当大規模な国営公園をやっておりますが、さらに大規模になり、施設内容も充実して、少なくとも都府県の利用にわたるような公園ということになりますので、国が相当の費用を負担して設置する必要があります。ところが、費用を負担して設置する必要があるだろうと思つたわけでありませぬ、しかしその所在が都府県と市町村等地方の住民が、やはり至近距離にある関係で他の地域、離れた地域の方々は利用回数、利用度合も高いだろう、それだけ受益が大きいだろうということをごさいますと、そういう関係する地方公共団体に経費の一部を負担していただくということが妥当ではないかと考へております。

なお、そういう地元の都府県以外の都府県とかあるいは市町村に地方負担の一部を分担させる根拠規定を置いております。これは所在する都府県のみならず所在する市町村も当然受益が近接するよう市町村あるいは所在する市町村に近接する都府県というふうなものも、距離が近いだけに利用するということも当然考へられるわけでありまして、こういった場合に分担金を取ることで根拠規定は少なくとも要するであらう、こう考へたわけでありませぬ。

実際の算定方法は個々の場所によっていろいろの事情を複合して考へなければなりません、普通論議的に考へれば結局その公共団体の住民の利用の度合いということになるかと思ひますから、利用区域内の人口とか通常の交通機関によってその公園に到達する距離とか、こういったことが算定の根拠の主なるものになるのではないかと考へております。

○浦井委員 都市局長、私はわざわざ第十二条の三の二項というように限定をしてお尋ねしたわけですが、いま一項も説明していただいたわけですが、ひとつ簡潔に答弁をお願いしたいと思つたわけですが、時間がありませんから。

建設省は緑のマスタープランをつくるということと、いままでの公園のイメージというものは囲われた施設が町の中に点在しておるようなものであつた。これをマスタープランをつくらせてどんと公園をつくらせて、町全体が公園という形にしたい。非常に意気たるや壮でありますし、国民もそうなつてほしいと思つてあります。意気だけではないかぬわけでありませぬ、これを具体的に実現するにはしっかりと見通し、長期計画というふうには私に思つたわけなんですけれども、その辺、本当に大臣として自信があるのかどうか。こういう文句はおしりの方がこそばゆくなつてくるのではないかと私は恐ろしく思つておりますが、大臣どうですか。

○竹下國務大臣 いわゆる緑化センターでマスタープランをつくる、これはどういふ方法で策定していくかについては現在検討中の段階でありませぬ。が、総じて言へますことは、今日なお緑として存在しておるものをまず保全する、これが一つの方法であると思つております。それともう一つは、もとより新しい緑を造成していく。保全と造成を車の両輪として豊かな都市づくりを進めてまいりたい、そういうふうには基本的には考へております。

具体的問題としては、緑地保全地区とか風致地区、また開発許可に当たりましても良好な林地を保全していくとか、緑の保全を完全に図っていくとともに、御審議いただいております都市公園の大幅な整備、そしてまた先般閣議でも問題になりましたが、いわゆる道路の分離帯等の緑化、ま

た街路樹等をなお一層進めていく、そしてまた都市にございませぬ官庁街等の中——これは緑でございませぬが、ことしの外務省の敷地内における緑が大変な話題を呼びましたので、あと何本植えようかと、この間行つてみましたが、なかなか場所が見つからなかつたのでありますけれども、そうした総合的な都市緑化対策というものを、もとより地元地方公共団体とも協議の上で総合的に推進してまいりたい、このように思つております。

○浦井委員 きれいなお答えであつたわけですが、具体的にやはり話を進めなければならぬと思つたので、第二次五カ年計画をつくるに当たつて第一次の五カ年計画を一体建設省はどう評価されておられるのか。数字を見ましても事業費で三進捗率七〇・七、ところが肝心の事業量は五〇・三、この辺の原因は一体何なのか、こういうような教訓を第二次五カ年計画でどう生かされたのか。お金はもたらした分だけ一〇〇％つぎ返さぬ、しかし肝心の事業量は非常に少ないというふうなことは第二次ではやはり許されないので、これは私にはこのように思ひますので、第一次五カ年計画の評価をどのように考へておられるのか、第二次の五カ年計画をつくるに当たつてどんな決意を持っておられるのか、その辺のことについてお尋ねしたいと思ひます。

○竹下國務大臣 御承知のとおり達成率でありませぬ。それぞれの完了する五カ年計画を振り返つてみても、いわゆる金目では達成したが事業量ではことごとくは達成してない。ただ、長期経済見通しの見直しができない段階であるにもかかわらず四年目でちよん切つても新しい五カ年計画をやらうとしたというのには、やはり私は政治姿勢の一つのあらわれだとは評価をしておるわけでありませぬ。この事業量が伸びなかつたというのは、これは確かに狂乱物価等いろいろな要因があつたわけでありませぬ。たまたまきょうの閣議で決定いたしました今後の五カ年計画の投資規模等を考へてみますと、数

字については先生のお手元へどうせ届いてくるで
ありましようが、私なりに投資額でベストテンを
とってみますと、道路、電気通信、下水道、国
鉄、鉄建、これが四強でございます。それから学
校、住宅、治水、農業、上水道、簡易水道、港灣、
これがベストテンということになるわけでありま
す。しかし構成比から見ますと、道路と港と国鉄
とがシェアはダワンをいたしております。今度は
構成比の伸び率のベストテンでも申しますか、
これは上水・簡水それから学校になり下水になり
農業になる、これがベストフォーであります。そ
れからあとが廃棄物、厚生福祉、治山治水、都市
公園、農林漁業、電気通信、都市公園も一応ベス
トテンの仲間入りをするようになったな、こうい
う感じできょう説明を受けておりました。そして
経済成長率を六〇程度というのを見て、基本的
には従来の成長型の経済見通しから暮らした中心の
経済見通しにしていこう、そういう中で考えます
と、物価上昇も過去にあったようなことであらう
はずはないし、またあらしめてはならぬというこ
とになりますと、今度の五カ年計画金は当然と
いたしまして、事業量においても極力達成する努
力が可能ではなからうか。

ただ、先ほど来御議論になっておりますいわゆる
補助率の問題であります。これについて、こう
いう長期計画枠が決まりますと、補助率を上げる
と勢いそれが今度は投資額、国費ベースで見ても
度は事業量との兼ね合いになる、そのところを
どう考えていくかということでもまだ工夫をしてお
る段階であります。きょう局長もちょっとお答
え申し上げておりましたように、たとえれば類似す
るものとして、学校の敷地が大体三分の一なん
です。ところが人口急増地帯に限って二分の一に
なっているのです。そこで考えられるのは、国土
庁がその所管であります。防災会議というも
の、根拠法としては災害基本法をもとにしての中
央防災会議、これは総理が座長であります。が、
そういうところでオーソライズされた、いわゆる
防災避難というような形でこれを指定された区域

等でもって、何らかの特別な補助率アップある
は別の枠の中から事実上の事業費を確保する努力
をするかというのが、私は五十二年の予算編成の
勝負の際の一つの知恵比べだな、こういう印象で
もって極力勉強をいたしまして、その金目と事業
量そのものがそれぞれ目標が達成できるように
努力をしてまいりたい、このように思っております。

○浦井委員 第一次五カ年の事業量の反省とし
て、大臣は、一つは狂乱物価等々ということ
これは余り正当な弁解の理由にはならぬだろうと
思うわけなんです。その後段で言われた、こ
ういふ補助率であるとかあるいは補助対象率、こ
ういふようなこと、そういう相当きめの細かい施
策があつてこそ事業量も進むのではないかと
ふいに私思ふわけです。

大臣、いま用地費の問題言われましたけれど
も、確かに自治体の方からも補助率アップの要求
が出ておるわけで、せつかくいまままで五カ年計画
を新しく更新するときには補助率の手直しとい
うようなものが行われておつたのに、この都市公園
に限っては行われておらない、こういうことであ
りますから、大臣が言われるような少なくとも用
地費、現在三分の一でありますけれども、これを
もろに二分の一あるいは特別の理由をつけてそれ
をアップするということはぜひやってほしいと思
うのですが、都市局長、どうですか。

○吉田(参)政府委員 確かにほかの公共施設に比
べれば特に用地費の補助率は低いわけでありま
す。これも前回の第一次五カ年計画発足まではた
とえば児童公園などは用地費補助がなかったもの
を、新たに児童公園についても用地費補助をする
とか改善はしてきているんですけども、今回の
改定に当たりましては、事補助率に関する限り改
善がなされなかったわけでございます。しかし、
補助率が低いから地方公共団体がやる気失って
所定の国の予算額も消化できないというふうな事
態では現在のところないわけでございますが、今
後次の五カ年計画等、さらにとんどん枠がふえて

道路や下水道等に匹敵するような本格的な規模の
ものになるような段階では、当然私どもも考えて
いかなければならない、それまでにおいても重点
をしまして、たとえば市街地内の防災対策に資す
るような公園、これは事人命にかかわるわけでご
ざいまして、公害防止のための緩衝緑地などがす
でに用地費補助率二分の一になっておるようなこ
ととのつり合いから見ても、迫力のある要求がで
きるのではないかとふいに考えております。こ
ういふことから手始めに努力していき
たいと思ひます。

○浦井委員 いまも議論になりました例の、その
次の問題は補助対象率であります。一次四〇%、
今度は四八%弱になった、こういうことでありま
すが、そのの中身を見ますと、都市公園の種
類別の分類で見ると、補助対象率はやはり一次、
二次同じでありました。これは別に建設省が意識
的に努力をして四〇から四八に上がったわけでも
ないわけでありまして、補助対象率四〇ないし四
八、それにいまの補助率二分の一ないし三分の一
を掛けていくと、実質の補助率は施設の新増設、
改築で二〇%、用地費では一三%をこそこという
ようなことであつて、やはり他の非常に優遇されて
おる公共事業に比してはきわめて低いわけなんで
す。現に自治体からもとんどんそういう補助率
アップの要求が出ておるわけなんです。起債の条
件を変えました、しかし、起債は起債であつて、
やはり借金であるわけですから、その辺、大臣ど
うですか、もう少し前向きな姿勢を示されてしか
るべきだと思ふのですが。

○竹下國務大臣 きのうもちょっと話しておつた
ことなんですけれども、まさに知恵比べになると
思ふのであります。給枠が決まった中で補助率
を上げた場合、国費ベースとして確かにそれに
よつて事業費そのものが減つていく、こういうこ
とになつてもいけませんので、それで一つの考え
方ではあります。しかし、これとて予備費を食
い込む危険性もありますもの、国土庁に御承知
のように各省庁にまたがる調整費というふうなも

のがあります。災害そのものは国土庁の所
管なんです。建設省は公園が所管なんです。な
そうすると、両省にまたがるものであつて共通す
る目標を達成するものに対しての調整費の支出と
いうようなものについてこれから予算編成の段階
において勝負してみますと、理論構成で勝てるか
どうか、勝つように一生懸命勉強してみようと思
うのであります。これ、一つの知恵比べの知恵
の手の内を明かすようなものですが、そういうこ
とも一つの考え方かな。まあ勉強をすぐ始めさ
せていただきます。

○浦井委員 大臣のお手並みを見ることがな
るわけなんです。大臣いま閣議の読み上げら
れたわけなんです。伸び率でベストテンに入
つておるといふだけではそれはぐあいが悪いので、
いただいた調査室の資料を見ても、昭和
五十年代前期経済計画、これ五十一年から五十五
年が該当するわけでありましても、公共投資
の部門別配分では、合計百兆のうち都市公園は一
兆五千四百億、一・五%強にすぎないわけなん
です。これは、緑の中に町があるのだというよ
うなことをたまたま文句で言われても、これ
はまさに絵にかいたもちに終わるのではないかと
いうふうに私は杞憂するものです。だから、そこ
はもっと努力をして、われわれが前から言つてお
ります。生産基盤に対する公共投資よりも生活
基盤に対する公共投資をもっと重視をしていく、
額の上でもふやしていくという努力を大臣として
はすべきではないか、このように私は考へるわけ
なんです。もう一遍大臣の御決意のほどを聞か
せていただきます。

○竹下國務大臣 その努力、そうしたニーズに基
づいて今度の前期五カ年計画も、きょうも経済企
画局長官からの発言にもありました。各省庁が
みずからのセクショナリズムを――各省あるいは
庁、あるいはその中の局、それぞれの担当者が協力
してくれたいからというものができたということ
で心から感謝をするという発言があつたわけであ
ります。確かに道路、港、鉄道というふうなこ

ろが従来の惰性の中で考えられる場合にそのシエ
アがダウンをしていくというのは、これは担当者
としてはかなりショックなことだと思つて
あります。にもかかわらずここまでそれなりに協
力してもらつたと私も思つてあります。ただ、
私自身もなるほどと思つたのは、時代のニーズに
おいて下水道が大体公園並みだった、こういうの
ですね。それがよかれあしかれ四強のうち三番目
になるようになった。そうすれば、かつて下水道
に集中しておつたニーズが新たな力としてローマ
ンを求める、緑の中に町があるというようなニ
ーズに変化していきますか、そういうニーズがさら
にふえてくる背景というものが現実には整いつつある
のではないかと、国民のニーズの中に。そうすれ
ば、その背景にこたえてこれらがどんどん、や
はりシエアが伸びた伸びたといつても本当は
○一％だけであるわけでありまして、さらに
もつと迫力ある政策の推進に努めなければなら
ぬ、それをしなければならぬとも思つておりま
す。

○浦井委員 最後について具体的な問題をお聞きし
たいと思つていますが、四十九年に成立した例の生
産緑地法、これの生産緑地地区の指定状況はどう
なつておるかということ、それからその前の四
十八年に成立いたしました都市緑地保全法に基
づくとこの緑地保全地区の指定状況、これがどう
なつておるか、それをどう評価しておるかとい
うことについて、時間がないので要点だけ都市局長
に……。

○吉田(兼)政府委員 生産緑地法は施行後一年ぐ
らゐの間はわずかに二市で第二種生産緑地地区が指
定されたにすぎませんでしたが、その後漸次この
趣旨も浸透いたしました。現在では東京都の世田
谷、杉並、練馬区のほか、二十三市において第一
種、第二種生産緑地合わせて六百五カ所、面積に
して三百七十六ヘクタール指定されております。
三大都市圏のA B農地が現在約一万三千ヘクタ
ールありまして、この三割程度に当たるわ
けでございますが、私も法案制定当時、まあ一

○多岐うらひはという気持ちでございましたが、それ
から見ればまだ十分軌道に乗つているとは評価で
きないと思つております。

次に、都市緑地保全法による緑地保全地区は四
十四カ所、面積百二十二ヘクタールが指定されて
おりまして、従来から首都圏、近畿圏の近郊緑地
特別保全地区、これは数多く指定されておられま
す。これも含めて緑地保全地区と考へれば、総面
積は千三百六十九ヘクタールになります。まあ緑
地保全地区も、規制が厳しいことに加えて都市全
域にわたる緑地の現況、将来構想を踏まえませ
んとなかなか指定しにくいものですから、いまのよ
うな状況にすぎませんが、近く東京都、川崎市で
も指定が予定されておられます。今後各都市の
調査が進むに従い指定が進むものと思つてお
ります。

○浦井委員 私は、生産緑地の方はなかなかむず
かしいのだからというふうな思ひます。逆に都市
緑地保全地区の方は、もつと努力をして指定をふ
やしていくというふうなことをやらなければなら
ぬのではないかと、PRなり努力なりが不足して
おるのではないかと。いまも都市局長は規制が厳
しいので、ということをやられたわけなんです
が、確かにそれで、やはり指定をされるという
行為の制限を受ける。それに対する損失の補償で
あるとか、あるいはなおかつ土地の買入れの
ときの補助率の問題、こういうふうなことを、そ
れこそかゆいところに手の届くようなこと、それ
すべきだということをお望みしておきたいと思
つておられます。

具体的には、都市緑地保全法の緑地保全地区の
土地の買入れの場合に、現行補助率三分の一、
ところが首都圏近郊緑地保全法であるとか近畿圏
の保全区域の整備に関する法律、これであれば三
分の二になるわけですね。だから三大都市圏を外
れた大都市、こういうふうなところではなかなか
これは制度上指定が進まないのは当然だといふ
うに思つておられます。こういう改善をぜひやらな
ければならぬ、このように思つておられますが、こ
の点どうですか。

○吉田(兼)政府委員 緑地保全地区の指定促進の
ために、まず買取りの場合の譲渡取得税二千万
円控除というものがあつたはず、自治省と折衝
いたしました。昭和五十一年度から新しく緑地保
全地区内の土地の固定資産税の減額が図られるよ
うに措置いたしました。山林ならば二分の一に評
価する、宅地であれば、その宅地の総面積に対す
る樹木の生えている面積比によりまして最高二分
の一まで評価を減額するというようなことでござ
います。

いまおっしゃいました補助率の問題、これが低
いために指定が進まないという、そういうふうな
結びつきになつておるかどうか。私はそうでもな
いと思つておられます。しかし地方団体側から
見れば、低い補助率でうっかり指定できないとい
う懸念のある公共団体もないわけではないと思
つておられます。限られた財源の範囲内で各種の公園整備、
緑地保全をしていかなければなりませんので、そ
ういった量との兼ね合いが常に問題になります
が、先ほど来申し上げましたように、たとえば都
市公園の用地補助率についても、三分の一である
ものを防災対策上役立つような都市公園につ
いては特に力を入れて補助率アップを検討したいとい
うつもりでおりますので、この緑地保全地区につ
いても、そういう意味の防災対策上重要な場所
にあるものも多々あるわけでございますから、同
様な観点から努力したいと思つておられます。

○渡辺委員 新井委員の御答へに、
○新井委員 初めに大臣にお伺いしたいのでござ
います。諸外国に参りますと、いろいろな公園
がございまして、必ずその公園を見て帰るとい
う方が多いようでございますが、大臣、どうして
日本の国で見えてほしくない公園というのほどこ
がございませぬか。

○竹下國務大臣 お答えになるかなりませぬか、
わが国の住宅環境が、どちらかといつても自分
の家に庭がある、こういうふうな慣習からして、
のどかに公園を活用していくという風習が比較的
日本人の体質には少なかったと思つておられます。

す。したがって、私どもが見ていただきたい
公園ということになりますと、やはり昔われわれ
が聞かされた三大公園でございますが、兼六公園
と偕楽園と後楽園と、そういうことでありま
すが、私が特に主張したいのは、私の郷里でありま
す鳥根根等の園地島でございますか、あるいは
三瓶山でございますかと日本海沿岸であります
か、日本人の魂のふるさとが残つております
公園をぜひ見ていただきたいと思つておられます。

○新井委員 今回この改正によりまして園地公園
がはつきり法制化されたことについては前
進だと思つておられますが、先ほどから議論がありま
すが、最終的には都道府県に一カ所ずつそういうも
のを設置する目標であるというふうなことでか
いりあるわけなんです。現在一人当たり三・
四平米、それをとにかく四・五平米まで五カ年
かけて持つていこう、昭和六十一年には九平米に
しようというふうなことで、あるいはまた公園法の
施行令には六平米にするというふうな一つの基準
があるわけなんです。日本の国土にあって公園と
いうものの必要さ、ニーズというのはとにかく
年々変わつてきておられますから、現在では、連休
なんかのときは公園なんかいっぱいになりますし、
それから子供の遊び場等ももういっぱいどこにか
く入れない。そういうふうなことで、いまは昔の
ように休暇にも動くというのではなくて、年々そ
ういう生活も楽しんでいこうということになつて
きておられます。

そこで、昭和六十一年に九平米という一つの考
え方が出ておられますけれども、諸外国のいろいろ
例を見ますと、非常にそういう公園緑地が多いに
もかわらずなおまだそれを拡大していこうとい
う傾向にあります。そこで、これは長期の目標に
なるわけでございますが、どの程度を目標として
公園とか緑地を整備していきたいと思つてお
るか、そのことをまず聞いておきたいと思つて
おられます。

○吉田(兼)政府委員 建設省の部内につくつてお
ります長期構想、これは大分前につくられたもの
でございますので現在見直し中でございますが、

○新井委員 初めに大臣にお伺いしたいのでござ
います。諸外国に参りますと、いろいろな公園
がございまして、必ずその公園を見て帰るとい
う方が多いようでございますが、大臣、どうして
日本の国で見えてほしくない公園というのほどこ
がございませぬか。

○竹下國務大臣 お答えになるかなりませぬか、
わが国の住宅環境が、どちらかといつても自分
の家に庭がある、こういうふうな慣習からして、
のどかに公園を活用していくという風習が比較的
日本人の体質には少なかったと思つておられます。

○吉田(兼)政府委員 建設省の部内につくつてお
ります長期構想、これは大分前につくられたもの
でございますので現在見直し中でございますが、

○新井委員 初めに大臣にお伺いしたいのでござ
います。諸外国に参りますと、いろいろな公園
がございまして、必ずその公園を見て帰るとい
う方が多いようでございますが、大臣、どうして
日本の国で見えてほしくない公園というのほどこ
がございませぬか。

見直し前の現行の構想によれば、御指摘のように昭和六十年ごろまでに都市計画区域内人口一人当たりの都市公園面積をおおむね九平米まで確保したい、こういう構想を持っておりまして、九平米というのは半端な数字のようですが、欧米水準の約半分という意味で、学者の先生方も当時そういう構想に賛同されたものでございます。もとより、それよりさらに長期にわたって最終的なあるべきものはということになれば、だんだん住居の様式も都市の様式も欧米並みのような立体都市になっていくわけでありまして、個人の庭に頼るわけにもいかないというような事情を考えますと、欧米の半分ぐらいというわけにもいかない、やはり欧米並みぐらいには持っていきたいというのが最終的な目標とは言えると思えます。

○新井委員 それからも一つ、これは大臣に伺いしておきたいのですけれども、この公園と緑地に対する要望がいろいろのアンケートでとられておるのですけれども、具体的な一番新しいアンケートを昭和五十一年五月十一日に時事世論調査というところで特報としてっておりまして、そこを見ましても非常に「大都市での緑化」という欄で「日本の大都市での人口一人当たりの公園・緑地面積は欧米諸国の大都市をはるかに下回っています。あなたは大都市での緑化を進めるためには、この中では何が最も必要だと思えますか。」という質問に對しまして、「国が都市の緑化についての一貫した政策を打ち出す」これが三四％です。それから「地方自治体が公園や緑地をつくる」が二八・五％、「住民一人一人が草や木を植えるなど緑化を心がける」二四・四％、「その他、わからない」というのが一三％です。「住まいと緑」のことについてのアンケートについては、「多少生活上は不便でも緑の多いところに住みたいと思いませんか。」というところについては、「緑はなくても便利どころ」が二・三％、「不便でも緑のあるところ」というのが五九・一％です。それから「緑化への協力」について、もしも公園等をつくる場合に地方公共

団体に協力しますか、用地買収等についてです。ね。「積極的に協力する」三・四％、このやむを得ずというものは、内容がどういふ内容かわかりませんが、協力はしたいけれどもはっきりしないとかわからないけれども、とにかくそれは公園とか来たら協力したい。こういうぐあいに大きく変わってきているように思えます。

そこで、やはりこの緑地の希望は、私たちいろいろなところに行くのですけれども、早朝野球なんかをやっております、なかなか小学校等貸しませんから空き地あたりで野球をやっております。あるいはまた子供さんの遊び場等がないとか、何か健全な青少年の育成のためのスポーツをやらうとしてもなかなかそういう場所がない。それからもう一つは、公園といつても本場に外国に見られるような充実したような公園がある程度せんから、本場にその活用というものがある程度限度があるではないかというところがいろいろあるわけでございますが、この公園の国民の要望について、大臣も至るところに行かれておられるか、それを見ましてもおきたいと思えます。

○竹下国務大臣 これは私は、国民生活がある種の安定の度合いを加えれば加えるほどそういう生活環境、なかなか緑を求める心とかそういうものはあります。したがって、今日までニーズの変化というもので、いまの世論調査にも私はあらわれておると思うのであります。比較的そういう土地提供等の協力をするかという種のアンケートは、結論は賛成であります。が、日本人今日までのややもすれば批判された点であろうと思うのであります。それがいま新井先生お話しのごとく、積極的に協力するという意思表示というものは、少なくとも結論も賛成であるが各論もまた賛成である、こういうふうにも受けとめられますので、私どもの心構え一つで、いわゆる政策立案、

政策実行の構え一つで、従来とはそういうものに對する御協力をいただける環境も違ってきたのではないかと、やはり健全なる精神が健全なる肉体に宿る以前に、また健全なる社会環境の中に健全なる思想も存在する、という考え方には私も同感であります。そしてまた、いろいろよく討論会とか対談とかそういうところに出るのであります。ただ緑に對する感覚というものは意外とやはり年齢差があるものだな、緑がなくても便利なのに若い方に住みたいというのにはやはり私は年輪的に若い方に住みたいのではなからうか、こういう感じがするわけでありまして、心のゆとりができたならば、当然のこととして緑をこよなく希求する心がまた生じてくると私も考えております。

○新井委員 国営公園が、法改正する前にいろいろと各地方団体が要望が出ておりますね。たとえて言いますと、淀川河川公園に關する要望と出ております。これは今回の改正によりまして、三分の二が国費である、それから三分の一が地方負担と、少し前進をしているわけでございますが、このときの要望というものが、淀川の河川公園等については、どうしても国営公園であるということから、飛鳥とか武蔵野並みに一〇〇％の国庫負担でやっていたらいいというふうな要望がたふさん出ていたと思っております。それからほかの地方におきましても、先ほどから問題にありました補助率とか補助対象率、これをアップしていただきたい。いまも建設大臣から御説明がありました。事業量を拡大しなければいけないからという一つの考え方ですね。それから地方についても少しお話をあつたわけでございますが、地方へ行きまして、実際公園までなかなか手が回らないというふうなところもたくさんあるわけですね。したがって、どうしても公園を整備していく上におきまして、補助率と補助対象率をやはりアップしなければいけない。国営公園の場合なんかはもう率先切って、まあ建設省では各ブロック七カ所程度にまず第一段階考えておられるようですが、明確に人口が集中しているような府県については、これ

はもう国営公園を一つずつ国が率先してつくるんだ。まあこの五カ年計画という意味じゃないのですよ。じゃないのですが、少なくともこの昭和六十年時点には九平米になっているんだ。そのときにはやはり国営公園というものを国が率先してそういう国費でもってやっていく、それから補助率とか補助対象率についても、これはやはりどうしても考えていかなければいけないんだ、こういうことがあるわけでございますが、そういう件についてお伺いしておきたいと思えます。

○吉田(兼)政府委員 淀川の国営公園は、今回の制度化に先立って地元との話し合い、要望によってすでに淀川治水百年を記念すると銘打ちまして始められているところでございます。これは従来の話し合いで、国と地方がそれぞれ半額、半々に持ち寄るといふことで実行してまいりましたが、今回の法改正に取り込まれますと、国が三分の二建設費を持ちますから、従来よりは地元負担が減るということになります。まあ一〇〇％負担という具体的な希望は私どもの手元には当時からなかったように記憶いたしておりますが、いづれにしても、今回の法改正によって淀川は地方負担が軽減されます。

その他補助公園につきまして、補助率、補助率の問題、地方によっては非常に深刻な問題があるうかと思っておりますけれども、やはり何としても現在程度の小規模な枠の中であまたの要望にこたえていくということを考えますと、こういったものの改善も時を追って漸次少しずつやっていくこと、このほかはないんではないかと考えている次第でございます。しかし、補助率等についての起債とか交付税の単価アップとかいろいろの手当てもありません。都市計画税なども、公園だけにひもつきになっておられるわけじゃありませんが、公園等に十分使える財源でありますので、そういった点を総合して当面の五カ年計画を進めてまいりたいと思えます。

○新井委員 東京都からもそういう改定の要望が出ておられると思っておりますが、東京都においては都市公

第一類第十二号 建設委員会議録第八号 昭和五十一年五月十四日

公有地の活用、それから河川敷の活用、こういうものは従来もやっておりましたが、今回も大きく考えておりまして、その国公有地の中には先ほど来御指摘のあった米軍基地跡地とかいうものもありまして、大蔵省当局でも国有財産審議会等で相当考慮していただけてきているわけでございませう。その他、土地区画整理事業とか面開発事業をやりますので、これは三〇％取るということになっておりますので、まあ一人当たり換算すれば平均三平米程度になる程度のものであります。それにしてもいわゆる住区基幹公園、なかんずく児童公園や近隣公園といった、一番身近な公園がこれによって確保できる。最近はその公園の予算を縮減して、せつかく区画整理等を行う場合に、そういう公園予算を縮減することによって、三〇％を五〇％なり六〇％にするというような努力もしているわけでございます。

そういったことで、従来の四十六年以前のことはいざ知らず、四十七年以後四年間の実績等を考えれば、私どもは用地取得の面でも努力によって実現可能と考えている次第であります。

○新井委員 では、終わります。

○渡辺委員長 渡辺武三君。

○渡辺(武)委員 わが国の国土の総面積からいいますと七〇％以上が緑に覆われているわけでございます。この状態は私は、近代的な重化学工業園から見れば世界の中でも有数な部類に入る、三指の中に入ると思いますが、ところが、実際にわれわれの生活空間の中の緑を見ていきますと、残念ながらほとんどなくなってしまふ、こういう状況であるわけでございます。そうなりますと、これは明らかに為政者の責任が非常に大きい、こう言わざるを得ないわけでございますが、この辺はどのように感じ取っておられるでしょうか。

○竹下國務大臣 確かに御指摘のとおり、日本列島全体でいゆる山林の占める比率、こういうものは自然条件の中で緑の園であるとそれなりに言えると思っております。私の故郷などはまさに緑の中に私がほとんど存在してある、こういう

ような地方であります。しかし、国民全体の多くの生活のニーズの中で物をとらえてみれば、確かに国土狭隘にして人口の多いという宿命的な問題も大きな要因にございます。その都度その都度の国民のニーズにこたえて、そのニーズの変化というものが今日高度経済成長の夢から冷やされた、そうして減速経済というものの中に自分たちの暮らしているものをこれから位置づけていく場合には、成長型から暮らし型へと、きょう決定いたしました今後の経済計画にそのままにそういう変化をしておると思っております。

今度の計画が戦後確かに六回目かと思えます。最初の所得増進計画に始まりまして、そういう思想の流れというものはまさしく画期的な変化であった。その画期的変化に基づいてできた経済計画の中で、私はこれから政策というものがその上に乗って、国民のニーズにこたえられる豊かな生活環境というものをつくっていくということがわれわれに課せられた大きな使命である、このように認識をいたしております。

○渡辺(武)委員 私は、従来の発想をやはり転換をした方がいいのではないかと思っております。いま申し上げましたように、国土の七〇％以上が緑に覆われておる。しかし、もちろん地形の関係でそれを直ちに生活空間の中に取り入れることがむずかしいというところはわかりますが、しかし反面、わずかに削られることによつて環境破壊という大きな声を持ち上がってきてしまふ。これは、いわばそのわずかの削られる山林の緑を破壊することのみにとどまっておるからそういう声が出てくるのであって、それらをやはり本当に生活空間の中に取り入れるためには、やはり大手術が必要になってまいるわけですね。前田中首相のようなああいう日本列島改造論的な発想では問題があるわけですね。それらも言われまわされておる部門のいわば緑、それらも言われまわされておる部門のいわば緑、それらも言われまわされておる方法、これはあるはずだ。それがどう

も、基本的に従来の発想の中の延長線上から小手先のことをやっておるために、なかなか一人当たりの公園面積というものが拡張してこない。第二次五カ年計画を見ても、最終年度においても四・五平米ですか、いわずと以前に決めた一人当たり六平米という基準にすらまだ達していない。一人当たり六平米というものが、国際的に見た場合、これまた相当低い数値なんです。国際水準から見ても非常に低い目標値であるにもかかわらず、いまから先の五年間たつてもまだまだそれに遠く及ばないというような計画であるわけですね。にもかかわらず予算面も大変に微々たるものだ、こういうことでございまして、特に緑は生活に潤いを与えるのみならず、いわば都市においては防災的な役割りを果たす。これは非常に大切なものであるわけでございませう。いろいろ大地震が来た場合にどうするかというように、これも議論をされますが、そういう場合にも、やはり防災上の見地から見ても、こういう都市公園の拡大ということは非常に重要な面を持つておるわけでございませう。ところが実際には、いまから五年間たつて第二次計画が完全に遂行できたとしても四・五平米、こういうことでございませうから、果たしてこれでいいのだろうかという気さえ実はするわけでございませう。

第一次五カ年計画そのものも実は計画どおりに進んでおりません。第二次五カ年計画がまた机上プランに終わるといふことになりまして、これまた大変なことになってまいるわけでございませう。そういう意味では、相当な発想の転換をしなければ、相当な決意をこめてこの都市公園の造成等に取りかからないといけない時期に来ておるのではないかと、こういうふうにご考慮願うわけでございませう。

○竹下國務大臣 私は、この緑というものにとらまえて、前から二つあるのではないかと思っておったわけであります。

一つは、最初の御質疑の中にお述べになりました御意見にも通ずるわけでありますが、いわゆる

日本列島全体に自然美とそして人工美とで調和のとれた交通ネットワークというものが完成されたならば、あるいは東京にお住みになつておる方も、たとえば先般の連休等に数千万の人が旅行をしたと同じごとく、当然のこととして福島県の緑に接していくことも容易な行動半径の中へ入っていくであろう。そういう考え方に立ちますと、そういう問題はお互いがふるさとというものを意識する場合に、日本列島全体をふるさととしてある種の意識転換を行ったときに初めて愛するに足る国土というものができてくるのではないかと、こういうところから考え方の緑というのが一つあると思っております。

それから一つは、まさに暮らしそのものでありまして、窓をあけたら緑が見えた、あるいはアパートの窓から公園に遊んでいる子供の姿が見えた、こういう暮らしそのものの緑、この二つがあらうかと思っております。

最初の緑の問題というのは、私は自然破壊というものは必ずやそれ以上のまた新しい人工美というものを創造していくだけの力が日本人にはあるというふうな受けとめ、そしていま直接この公園法に關係のあります、いわゆる窓をあけたら緑が見えた、そういう形というものについては、やはり暮らしそのものを中心とした中の暮らしのビジョンとして緑というものをとらえていかなければならぬ。なるほどこのシェアは多少ふくれておりますけれども、何分にも少ない予算でございませうので、今度の計画でも私は十分であると決まっております。しかし、その中で工夫をしながら政策執行を行つていった場合、狂乱物価とか、そういうふうなものにさいなまれた前期の公園計画のような、金目は別といたしまして、事業量で足りないというふうな結果をもたらさないで済むことができるのではないかと。きょう決定しました経済計画も、おおむね六〇％前後の成長率を見込んでの新たな発想に基づいた計画でございませうだけに、私はそういうことが実行可能なも

のとしてみらえることができるのではないかと。それにはやはり私どもが一緒になつてもっと工夫し、もっと模索して、きめの細かい政策遂行に当たらなければならぬ、このように考えておりませう。

○渡辺(武)委員 いま大臣のおっしゃいました考案方の二つは大変重要なんで、そのどちらを選ぶかということではなくて、その二つは実際は二つとも必要なんです。だから、既存の森林なり山林なりを利用した国民の広場というものも必要でしようし、一面、やはり過密化をしてきております都市の中に緑を持ち込む、それを防衛的な効用を兼ねながら国民の憩いの場とする、それが身近なところにある、あるいは一家がそろって休日になんか遠出をして楽しむ、こういう二様な面があるわけでございますから、そういう面では、両方を兼ねあわせて進めていかなければならないのではないかと。そうすれば、少なくとも総体的に見て相当量が緑に覆われているのが、面積は少ないとは言いがた、工夫の仕方によっては相当量は国民一人当たりのいわば憩いの場としての緑地はふやし得るのだ、こう考えられるわけですね。

それが諸外国と比べて国際水準的に見てきわめて低劣だということ自身が、実は逆に不思議なくらいであります。それには土地政策の問題、いろいろな問題がからんでございまして、いろいろも、それらはやはり全体として進捗に対して支障のあるような問題をあわせ解決をしていかなければならぬ、こういうこととございまして、特に私どもが先年行いました国土利用計画法なんかも、まさにそういう考え方を導入しておるわけでございます。まして、国土の利用計画にまでさかのぼってこういうものをやはり考えていかなければいけないのではないかと。特に地価の抑制もこれは重要な役割りを果たすわけでございます。たとえば公園の造成は用地取得費をばば完成といわれているくらい、用地取得費というのは相当金がかかるわけですから、そういう意味では土地政策

というものも並行的に強力に行われなければならぬ。ところが、地方自治団体が設けようとする都市公園の用地費の補助率を見ていきますと、いまなおきわめて低率である。三分の一というような額。地方財政が非常に逼迫しておるときですから、これではかけ声だけかけておつても実際にはその緑地、広場、公園としての確保ができていかないう状況にあるかと思つて、大臣、国庫の補助率は早急にもつと高めてもらわなければいけません。どういふ御決意でしようか。

○竹下國務大臣 先ほど来もお答えいたしましたわけでございますが、私なりに、この三分の一というものは計画を執行していくためには地方自治体の負担がいかに大きい、地方自治体という認識は十分持っているわけでありませう。大体横並びで同程度のもの、一体何が三分の一であろうか、こう思つて見ますと、公園というものは地域社会の中においてはもうすでに義務教育と同じように位置づけられるべき問題である、そういう受けとめ方をしますと、たまたま義務教育諸学校の用地費が三分の一の負担になっておるわけでありませう。ところがそれをさらに検討してみますと、人口急増地域というものはその補助率のかさ上げをしまして二分の一にしているわけでありませう。したがって私は、これは一つの取っかかりだと思つて、昨日以来事務局と勉強をいたしておりました、何かそういう取っかかりというものが無いだろうか、いざ五十二年度予算の際に大蔵省と知恵比べをしなければならぬということになりますと、災害基本法に基づいて中央防災会議というものが国土庁に存在しておる。その中央防災会議というものが地震等の防災対策の地域等を指定して、その地域に対してはできることならばこれを経済五カ年計画の投資額の外でやる。投資額の中でやりますと事業量が今度は減つてまいりますから、投資額の外でやる。たとえば国土庁に存在する調整費のこときもものによって、それに上乗せしていくというような知恵比べもしてみなければいかぬじゃないか。知恵比べをまだ半年も前から中外に宣明をするというのもおかしな話でございますが、そういうこともきょう以来検討してみたいわけでありませうので、御協力をいただいで、何とか知恵比べをして、そういう点の改善も逐次図つていかなければならぬ、このように考えております。

○渡辺(武)委員 国民の欲している都市公園、緑、こういうものが一日も早く、少なくとも経済大国になつたというその誇りを持つならば、生活面でも少なくとも国際水準に早く追いつくような努力、これは当然なされなければならぬわけでございますから、そういう面を急いでおりますと、本来の意味で国民生活の向上を願いながら産業の発展をいたしても、結局はそれは生活破壊につながるのではないかと、批判を受けてしまつておるから、結果的に見て私は、そういう面がおくれているがゆえにそういう批判になつてしまつて、こう思わざるを得ないわけですね。どうかその辺十分に認識をなされて、経済成長より以上に、数倍の勢いをもって生活環境の整備に尽力をしていただくことを特に要請をいたしまして質問を終わりたいと思つております。

○渡辺委員長 これにて本案に対する質疑は終了いたしました。次回、来る十九日水曜日午前十時理事会、午前十時三十分委員会を開くこととし、本日は、これにて散会いたします。午後一時十五分散会

住宅金融公庫法の一部を改正する法律案に対する修正案
住宅金融公庫法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。
附則第一項中「昭和五十一年四月一日」を「公布の日」に改める。
附則に次の一項を加える。
(既存住宅の購入を目的とする貸付金等に係る

8 住宅の総戸数に關する割合)
住宅金融公庫は、当分の間、毎事業年度、この法律による改正後の住宅金融公庫法第十七条第一項第一号に掲げる者に対する同項の規定による貸付金に係る住宅の総戸数に対し既存住宅(同法同条同項に規定する既存住宅をいう)の購入を目的とする貸付金及び同法第二十一条第一項の表一の項に規定する政令で定める貸付金並びにこの法律による改正後の北海道防衛住宅建設等促進法第八条第二項の表一の項に規定する政令で定める貸付金に係る住宅の総戸数の占める割合については、一割を超えることとならないようにしなければならない。